

掲示用

長野市監査委員告示第1号

地方自治法第199条第12項及び第252条の38第6項の規定に基づき、長野市長から措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定によりその内容を公表します。

令和元年5月29日

長野市監査委員	鈴木栄一
同	小澤輝彦
同	松木茂盛
同	高野正晴

過去の監査結果に対する措置の通知書

平成21年度 包括外部監査 分

指摘事項	当初措置 (22年度)	平成28年度の措置状況	平成29年度の措置状況	平成30年度の措置状況	担当課
<p>2 公有財産に関する個別問題 (1)不法占拠等されている財産 (エ)その他</p>	<p>【岡田川河川改修用地代替処分残地】(報告書46ページ) 実地確認により占有面積の実態を把握後売却又は有償貸付すべきである。</p>	<p>今後、境界立会いにより位置の特定を行い、不法占拠状態か否かを確認するとともに過去の調査も行い、その結果により占有者への売却又は有償貸付を実施する。</p>	<p>公団等関係書類の精査及び現地を調査し、現在、過去の資料を調査中。 (一部解消あり)</p>	<p>大正8年旧共和村岡田から旧共和村へ寄附受納された旧岡田川堤防敷地で、河道変更により用途廃止。昭52より用途廃止後、順次河道変更に伴う代替地として処分(担当篠ノ井支所土木課)。 代替実施後の残地を希望者へ田畑として処分(担当篠ノ井支所土木課:都市開発事業会計)及び同和对策事業(昭和56年度)による宅地分譲後の残地である。 関係地区への譲与を含め、使用者への売却に向け、占有の状況調査を継続したところ、境界未確定のため、どの程度占有されているかは不明であった。</p>	<p>実地確認を行ったところ、境界は未確定であるが、占有している実態は見受けられない。</p> <p>管財課</p>